

令和7年3月26日

協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書

株式会社アーチは、令和7年3月26日付けで過半数の労働者の代表者高橋辰也と締結した「労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定」（労使協定の有効期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日）について、別紙のとおり、当該協定対象派遣労働者の賃金の額が、職発 0827 第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通知」という）の第2に定める「一般賃金」の額と同等以上であることを確認しました。

株式会社アーチ

034 一般事務・秘書・受付の職業

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級一般事務・秘書・受付として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1617
B ランク	中級一般事務・秘書・受付として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1376
C ランク	初級一般事務・秘書・受付として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1083

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1571	1617	10年
1369	1376	3年
1069	1083	0年

04804 機械器具営業員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級機械器具営業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1884
B ランク	中級機械器具営業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1601
C ランク	初級機械器具営業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1261

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1794	1884	10年
1563	1601	3年
1220	1261	0年

05003 障害者福祉施設介護員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級障害者福祉施設介護員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1737
B ランク	中級障害者福祉施設介護員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1476
C ランク	初級障害者福祉施設介護員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1163

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1737	10年
—	1476	3年
—	1163	0年

05299 その他の家庭生活支援サービスの職業

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級その他の家庭生活支援サービス作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1779
B ランク	中級その他の家庭生活支援サービス作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1512
C ランク	初級その他の家庭生活支援サービス作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1191

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1779	10年
—	1512	3年
—	1191	0年

05402 クリーニング職、洗張職

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級クリーニング職、洗張職として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1659
B ランク	中級クリーニング職、洗張職として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1410
C ランク	初級クリーニング職、洗張職として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1111

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1558	1659	10年
1358	1410	3年
1060	1111	0年

05603 ウェイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級ウェイター・ウェイトレス(飲食店ホール係)、配膳人として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1870
B ランク	中級ウェイター・ウェイトレス(飲食店ホール係)、配膳人として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1591
C ランク	初級ウェイター・ウェイトレス(飲食店ホール係)、配膳人として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1252

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1870	10年
—	1591	3年
—	1252	0年

06802 飲料・たばこ生産設備オペレーター

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級飲料・たばこ生産設備オペレーターとして部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1597
B ランク	中級飲料・たばこ生産設備オペレーターとして自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1358
C ランク	初級飲料・たばこ生産設備オペレーターとして指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1069

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1551	1597	10年
1351	1358	3年
1055	1069	0年

06906 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーターとして部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1673
B ランク	中級ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーターとして自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1422
C ランク	初級ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーターとして指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1120

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1673	10年
—	1422	3年
—	1120	0年

07106 数値制御金属工作機械工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級数値制御金属工作機械工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1688
B ランク	中級数値制御金属工作機械工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1434
C ランク	初級数値制御金属工作機械工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1130

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1620	1688	10年
1411	1434	3年
1102	1130	0年

07111 めっき工、金属研磨工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級めっき工、金属研磨工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1671
B ランク	中級めっき工、金属研磨工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1420
C ランク	初級めっき工、金属研磨工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1119

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1671	10年
—	1420	3年
—	1119	0年

07112 金属製器具・建具・金型等製造工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級金属製器具・建具・金型等製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1680
B ランク	中級金属製器具・建具・金型等製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1428
C ランク	初級金属製器具・建具・金型等製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1125

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1612	1680	10年
1405	1428	3年
1097	1125	0年

07199 その他の製品製造・加工処理工（金属製品）

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級その他の製品製造・加工処理工（金属製品）として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1716
B ランク	中級その他の製品製造・加工処理工（金属製品）として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1459
C ランク	初級その他の製品製造・加工処理工（金属製品）として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1149

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1716	10年
—	1459	3年
—	1149	0年

07202 食肉加工工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級食肉加工工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1698
B ランク	中級食肉加工工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1443
C ランク	初級食肉加工工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1137

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1609	1698	10年
1402	1443	3年
1095	1137	0年

07204 保存食品・冷凍加工食品製造工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級保存食品・冷凍加工食品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1575
B ランク	中級保存食品・冷凍加工食品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1339
C ランク	初級保存食品・冷凍加工食品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1054

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1512	1575	10年
1319	1339	3年
1029	1054	0年

07206 他の食料品製造・加工処理工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級他の食料品製造・加工処理工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1614
B ランク	中級他の食料品製造・加工処理工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1373
C ランク	初級他の食料品製造・加工処理工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1081

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1614	10年
—	1373	3年
—	1081	0年

07301 化学製品製造工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級化学製品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1668
B ランク	中級化学製品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1418
C ランク	初級化学製品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1117

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1608	1668	10年
1401	1418	3年
1094	1117	0年

07302 窯業・土石製品製造工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級窯業・土石製品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1692
B ランク	中級窯業・土石製品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1438
C ランク	初級窯業・土石製品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1133

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1632	1692	10年
1422	1438	3年
1110	1133	0年

07305 パルプ・紙製品製造工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級パルプ・紙製品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1623
B ランク	中級パルプ・紙製品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1381
C ランク	初級パルプ・紙製品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1087

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1552	1623	10年
1352	1381	3年
1056	1087	0年

07307 ゴム製品製造工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級ゴム製品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1632
B ランク	中級ゴム製品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1388
C ランク	初級ゴム製品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1093

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1558	1632	10年
1358	1388	3年
1060	1093	0年

07308 プラスチック製品製造工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級プラスチック製品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1667
B ランク	中級プラスチック製品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1417
C ランク	初級プラスチック製品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1116

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1590	1667	10年
1386	1417	3年
1082	1116	0年

07399 その他の製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級その他の製品製造・加工処理工(金属製品・食料品等を除く)として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1647
B ランク	中級その他の製品製造・加工処理工(金属製品・食料品等を除く)として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1400
C ランク	初級その他の製品製造・加工処理工(金属製品・食料品等を除く)として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1103

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1589	1647	10年
1384	1400	3年
1081	1103	0年

07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級はん用・生産用・業務用機械器具組立工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1741
B ランク	中級はん用・生産用・業務用機械器具組立工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1480
C ランク	初級はん用・生産用・業務用機械器具組立工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1166

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1741	10年
—	1480	3年
—	1166	0年

07405 民生用電子・電気機械器具組立工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級民生用電子・電気機械器具組立工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1587
B ランク	中級民生用電子・電気機械器具組立工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1349
C ランク	初級民生用電子・電気機械器具組立工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1062

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1587	10年
—	1349	3年
—	1062	0年

07411 自動車組立工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級自動車組立工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1686
B ランク	中級自動車組立工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1433
C ランク	初級自動車組立工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1129

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1604	1686	10年
1397	1433	3年
1091	1129	0年

07601 金属材料検査工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級金属材料検査工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1644
B ランク	中級金属材料検査工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1398
C ランク	初級金属材料検査工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1101

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1580	1644	10年
1377	1398	3年
1075	1101	0年

07602 金属加工・溶接検査工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級金属加工・溶接検査工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1659
B ランク	中級金属加工・溶接検査工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1410
C ランク	初級金属加工・溶接検査工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1111

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1659	10年
—	1410	3年
—	1111	0年

07702 飲料・たばこ検査工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級飲料・たばこ検査工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1580
B ランク	中級飲料・たばこ検査工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1343
C ランク	初級飲料・たばこ検査工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1057

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1580	10年
—	1343	3年
—	1057	0年

07801 化学製品検査工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級化学製品検査工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1740
B ランク	中級化学製品検査工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1479
C ランク	初級化学製品検査工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1165

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1667	1740	10年
1454	1479	3年
1135	1165	0年

07806 ゴム・プラスチック製品検査工

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級ゴム・プラスチック製品検査工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1548
B ランク	中級ゴム・プラスチック製品検査工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1316
C ランク	初級ゴム・プラスチック製品検査工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1036

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1548	10年
—	1316	3年
—	1036	0年

07899 その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級その他の製品検査工(金属製品・食料品等を除く)として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1652
B ランク	中級その他の製品検査工(金属製品・食料品等を除く)として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1404
C ランク	初級その他の製品検査工(金属製品・食料品等を除く)として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1106

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1555	1652	10年
1355	1404	3年
1058	1106	0年

08002 塗装工（建物を除く）

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級塗装工(建物を除く)として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1764
B ランク	中級塗装工(建物を除く)として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1499
C ランク	初級塗装工(建物を除く)として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1181

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1711	1764	10年
1491	1499	3年
1164	1181	0年

08201 荷物配達員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級荷物配達員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1794
B ランク	中級荷物配達員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1526
C ランク	初級荷物配達員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1201

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1794	10年
—	1526	3年
—	1201	0年

08402 送迎バス運転手

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級送迎バス運転手として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1741
B ランク	中級送迎バス運転手として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1480
C ランク	初級送迎バス運転手として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1166

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1741	10年
—	1480	3年
—	1166	0年

08804 フォークリフト運転作業員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級フォークリフト運転作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1771
B ランク	中級フォークリフト運転作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1506
C ランク	初級フォークリフト運転作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1186

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1692	1771	10年
1475	1506	3年
1152	1186	0年

08899 他に分類されない輸送の職業

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級他に分類されない輸送作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1735
B ランク	中級他に分類されない輸送作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1475
C ランク	初級他に分類されない輸送作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1162

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1617	1735	10年
1409	1475	3年
1100	1162	0年

09502 陸上荷役・運搬作業員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級陸上荷役・運搬作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1833
B ランク	中級陸上荷役・運搬作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1559
C ランク	初級陸上荷役・運搬作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1227

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1833	10年
—	1559	3年
—	1227	0年

09503 倉庫作業員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級倉庫作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1743
B ランク	中級倉庫作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1481
C ランク	初級倉庫作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1167

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1669	1743	10年
1455	1481	3年
1136	1167	0年

09504 梱包作業員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級梱包作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1650
B ランク	中級梱包作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1403
C ランク	初級梱包作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1105

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1650	10年
—	1403	3年
—	1105	0年

09701 製品包装作業員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級製品包装作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1571
B ランク	中級製品包装作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1335
C ランク	初級製品包装作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1051

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1501	1571	10年
1309	1335	3年
1021	1051	0年

09801 選別作業員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級選別作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1721
B ランク	中級選別作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1462
C ランク	初級選別作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1152

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
1632	1721	10年
1422	1462	3年
1110	1152	0年

09802 ピッキング作業員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級ピッキング作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1691
B ランク	中級ピッキング作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1437
C ランク	初級ピッキング作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1132

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1691	10年
—	1437	3年
—	1132	0年

09903 洗い場作業員

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級洗い場作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1628
B ランク	中級洗い場作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1385
C ランク	初級洗い場作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1090

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1628	10年
—	1385	3年
—	1090	0年

1503 食料品・飲料・たばこ製造従事者

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額
A ランク	上級食料品・飲料・たばこ製造従事者として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1541
B ランク	中級食料品・飲料・たばこ製造従事者として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1310
C ランク	初級食料品・飲料・たばこ製造従事者として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1031

≧

令和6年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.994)	令和7年度適用の対応する一般賃金の額 (栃木:0.995)	対応する一般の労働者の能力・経験
—	1541	10年
—	1310	3年
—	1031	0年

別表 3

地域指数(職業安定業務統計による地域指数 別添 3)

茨城	101.1	千葉	106.5
群馬	98.8	東京	112.7
埼玉	107.0	神奈川	109.8

別表 4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.72	1.22	2.72	4.65	6.73	8.87	11.02	12.87
	会社都合退職	1.01	1.72	3.65	5.87	8.16	10.44	12.52	14.52

(資料出所)

「令和 4 年度中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(71.5%)をかけた数値

別表 5 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
支給率/ 月数	自己都合退職	0.72 (0.72)	1.22 (1.22)	2.72 (2.72)	4.65 (4.65)	6.92 (6.73)	9.56 (8.87)	11.91 (11.02)	14.41 (12.87)
	会社都合退職	1.07 (1.01)	1.79 (1.72)	3.71 (3.65)	6.14 (5.87)	8.49 (8.16)	11.41 (10.44)	13.98 (12.52)	16.55 (14.52)

IIV

別表 4 (再掲)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.72	1.22	2.72	4.65	6.73	8.87	11.02	12.87
	会社都合退職	1.01	1.72	3.65	5.87	8.16	10.44	12.52	14.52

(備考)

- 1 退職金については、実態に基づいた平均基本給額に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。
- 3 別表5の()内の月数は令和4年4月1日以降に入社した者に適用する。令和4年度中小企業の賃金・退職金事情(東京都)の退職金手当制度がある企業の割合が65.9%(令和2年度)から71.5%(令和4年度)に変更になったことに準ずるものである。
- 4 退職金の支給率は別表5を上限とし、会社の業績により変動する場合があります。